

漁港施設の指定管理者評価委員会 議事録

日時 平成30年7月19日(木) 11時00分～11時30分
場所 都庁第二本庁舎9階 9B会議室
出席者 小林 英樹 東京都港湾局離島港湾部長(委員長)
 渋井 信和 公益財団法人小笠原協会会長
 宮田 茂樹 一般社団法人東京諸島観光連盟専務理事
 金子 邦博 公認会計士
欠席者 鈴木 朋範 東京都小笠原支庁長
事務局 安武 昌樹 東京都港湾局離島港湾部管理課長
 樋之口 俊朗 東京都港湾局離島港湾部管理課課長代理
 田邊 暖 東京都港湾局離島港湾部管理課主事

【委員会概要】

議事進行：小林委員長

司会進行、事務局説明：安武課長

次第：

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議事
 - (1) 指定管理者の管理運営状況等の評価等について
 - (2) その他
- 4 閉会

【開会】

(事務局・安武課長)

定刻より少し早いのですが皆様お揃いですので、ただいまから漁港施設の指定管理者評価委員会を開催いたします。

外部委員の先生方におかれましては、本日暑い中、本評価委員会へ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、事務局で司会進行を担当いたします離島港湾部管理課長の安武でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

【委員の紹介】

(事務局・安武課長)

はじめに、委員の皆様方を御紹介申し上げます。昨年度に引き続き委員の委嘱をさせていただいております方から御紹介させていただきます。

一般社団法人東京諸島観光連盟専務理事 宮田委員でございます。

(宮田委員)

宮田でございます。よろしく願いいたします。

(事務局・安武課長)

公認会計士 金子委員でございます。

(金子委員)

よろしくお願ひいたします。

(事務局・安武課長)

続いて、今年度から新たに委員の委嘱をさせていただいております公益財団法人小笠原協会会長 渋井委員でございます。

(渋井委員)

渋井でございます。よろしくお願ひいたします。

(事務局・安武課長)

続いて、都の内部委員でございます。昨年度に引き続き委員を務めます東京都港湾局離島港湾部長 小林委員でございます。

(小林委員長)

小林でございます。よろしくお願ひいたします。

(事務局・安武課長)

この他に、今年度から新たに委員となった小笠原支庁長の鈴木委員がおりますけれども、本日は公務のため欠席しております。

本委員会は、委員の過半数の出席がありますので、「漁港施設の指定管理者評価委員会設置要綱」第6第2項の規定に基づき、有効に成立しております。

なお、委員長は同要綱第3第2項に基づき、小林離島港湾部長とさせていただきます。

【配布資料の確認】

(事務局・安武課長)

続きまして、お手元に配付いたしました資料の確認をさせていただきます。

まず、漁港施設の指定管理者評価委員会「次第」、「委員名簿」、「座席表」、「漁港施設の指定管理者評価委員会設置要綱」でございます。

続いて資料番号を付けさせていただいておりますけれども、

資料1「二見漁港（小笠原村父島）漁港施設の管理について」、

資料2「指定管理者の評価について」、

資料3「漁港施設の指定管理者に係る評価結果（一次評価）」、

資料4「漁港施設の指定管理者に係る二次評価（案）」

となっております。

更に、一次評価に当たって使用しました事業報告書、アンケート、財務状況等をまとめた参考資料を1セット、御用意しております。

資料は以上ですけれども、御不備等ございますでしょうか。よろしいですか。

【委員長挨拶】

(事務局・安武課長)

それではここで委員長であります小林離島港湾部長より、一言御挨拶申し上げます。

(小林委員長)

港湾局の小林でございます。

委員の皆様方には今回お越しいたきまして誠にありがとうございます。先ほどもありましたけれども本当に大変暑い中お越しいたきましてお礼申し上げます。

当委員会で御審議いただく小笠原村父島の「二見漁港岸壁外9施設」は、東京から約980キロ、1,000キロ近くも離れた、特殊な地理的条件の中にある施設でござ

います。そのため、平成 18 年度からこれから説明いたします「小笠原島漁業協同組合」を指定管理者として特命させていただいております。

小笠原では、一昨年 7 月に新しい定期船「おがさわら丸」が就航いたしました。それと併せまして父島と母島とを結ぶ「ははじ丸」も新船が就航しました。お客様も増えているということを知っています。

また、御案内かもしれませんが、先月 6 月 26 日に小笠原諸島の返還 50 周年に当たりまして、父島、母島それぞれで記念式典や祝賀パレードが行われました。私どもの小池知事ですとか、国土交通大臣等も出席をして盛大に行われたという風に聞いております。

東京都港湾局としましては、今後も、自然環境に配慮して、より使い易い港湾、漁港の整備に取り組みながら、小笠原の発展を下支えしていきたいと思っております。

本日の評価委員会では、平成 29 年度における指定管理者の管理運営状況等につきまして、これから御説明し、御審議いただくこととなっております。行政の視点からだけではなかなか気付かない点もあると思います。皆様方より、施設の管理運営の向上に向けた意見を頂戴いたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様方には、よろしく御審議の程をお願い申し上げまして、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

(事務局・安武課長)

ありがとうございました。

【議事】

(事務局・安武課長)

それでは、ただいまから議事を進行してまいります。議事進行につきましては委員長が行います。小林委員長、よろしくお願いいたします。

(小林委員長)

それでは早速でございますけれどもこれより議事に入らせていただきます。

先ほどもお話しいたしましたけれども、本日の委員会は、指定管理者が平成 29 年度に実施いたしました施設の管理運営状況等につきまして、評価を決定いただくものでございます。

それでは、議事の(1)ということで「指定管理者の管理運営状況等の評価等について」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局・安武課長)

資料に沿いまして色々と説明をさせていただきます。それでは初めに、お手元の資料 1 「二見漁港(小笠原村父島)漁港施設の管理について」をお開きください。A3 横の資料になります。本委員会において評価していただくのは、「二見漁港岸壁外 9 施設」の指定管理者による管理運営状況でございます。まず、施設の概要につきまして、簡単に御説明申し上げます。二見漁港において漁船以外の船舶、いわゆるプレジャーボートに利用させるための漁港施設として、岸壁、栈橋、船揚場、泊地、併せて 10 施設が指定施設となっております。具体的には、資料の下段の「指定施設一覧」を御覧になっていただいて、その右側の写真でその位置関係を示させていただきます。これらの施設について「小笠原島漁業協同組合」が指定管理者となっております。

指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間です。
また、本指定管理においては利用料金制を採用しております。

指定管理の主な業務としましては、左側上から二段目に記載がありますが、指定施設の利用受付及び案内業務のほか、施設の維持管理・修繕等となっております。

次に、利用の状況でございますけれども、資料の左側三段目にありますとおり、平成29年度には、97隻のプレジャーボートが係留されております。年間で約600万円の利用料金収入がございます。

次に、指定管理者であります「小笠原島漁業協同組合」でございますが、右側の上にありますとおり、父島の漁業者を組合員とし、組合員の経済的・社会的地位の向上や漁業の生産力増進を図る目的として、昭和43年に設立された団体でございます。現在、組合員数は44名となっております。

その下にあります特命理由につきましては、この後の説明の中でまたございますのでここでは割愛させていただきます。

続いて、評価の目的や流れについて御説明いたします。資料2「指定管理者の評価について」を使って説明いたしますので、おめくりいただければと思います。指定管理者の評価は、業務の履行状況やサービスの実施状況などをチェックし、管理運営業務に反映させることで、都民サービスの一層の向上と施設運営の継続的な改善を図ることを目的として行うものでございます。

評価の流れとしましては、施設の管理運営状況について、まず小笠原支庁が業務報告書や現地調査、利用者アンケート等によって確認を行い、一次評価の決定を行うとともに、財務状況や特命要件の確認を行っております。

本委員会では、委員の皆様にご覧いただき、小笠原支庁が行った一次評価を検証していただいた上で、専門的な観点から二次評価を行っていただきます。その後、港湾局におきまして、二次評価の結果に基づき、総合評価を決定いたします。ですので、この表の中で真ん中の部分、「二次評価（評価委員会）」という部分を本日御審議いただければと思っております。

続きまして、資料3「漁港施設の指定管理者に係る評価結果（一次評価）」について御説明いたします。

まず、評価の仕組みでございますけれども、評価項目は、大項目にありますように、大きく分けまして「管理状況」と「事業効果」の2つの柱となっております。

「管理状況」につきましては、「適切な管理の履行」・「法令等の遵守」・「安全性の確保」・「財務・財産の状況」の4つの評価事項に、「事業効果」につきましては「利用の状況」と「サービス内容の向上」の2つの評価事項に分かれております。それぞれにつきまして記載しております23の確認項目において評価しているところでございます。

それぞれの確認項目について、指定管理者が果たすべき水準を満たしていれば「水準どおり」、それ以上であれば「水準を上回る」、それ以下であれば「下回る」と判定を行っております。

裏面の中段の「合計点」のところを御覧ください。先程の三段階の評価をそれぞれ、2点、1点、0点と点数化いたしまして、全体の点数を算出しております。その上で、全項目が「水準どおり」であった場合の合計点23点を標準点といたしまして、標準点からどの程度上回るか、あるいは下回るかということでSからBまでの4段階で評価するものでございます。

また、合わせて、一番下、下段にありますように、「事業者の財務状況」及び「特命要件の継続」についても、確認を行っております。

それでは、一次評価の内容について、御説明いたします。表面に戻っていただけますでしょうか。

まず「管理状況」について御説明いたします。ここでは資料3とあわせて参考資料も一緒に御覧いただければと思います。まず参考資料の6ページをお開きください。施設の管理状況についてまとめております。

「適切な管理の履行」についてでございますが、毎日、朝・昼・夕の巡回を実施するとともに、定期的に点検や清掃を行うなど施設の管理が適正に行われております。また、参考資料6ページの下表にありますとおり、非常時等の対応としまして、台風の後などには施設内の漂着物の回収を速やかに行っております。

続いて「法令等の順守」につきましては、法令違反が無いのはもちろんのこと、台風発生時等には点検結果及び対応内容について東京都への報告が迅速に行われるなど、適正な状態と評価できます。

「安全性の確保」につきましては、台風発生時における巡回・被害点検はもとより、域内駐車について、指示・指導を行っております。防災・防犯への配慮の面から見ても適正な業務が行われております。

続いて「財務・財産の状況」についてでございます。参考資料の2ページを御覧ください。収入が6,011,280円に対して、支出が5,751,000円と、260,280円の収益が出ており安定的に運営されております。最終的にこの26万円については漁協の方の努力ということで、漁協の収入になっているところでございます。

続いて、「事業効果」についてでございますけれども、「利用の状況」といたしましては、計画どおり指定施設の上限いっぱいである97隻の利用がございました。利用案内の作成・配布が行われており、利用者に施設の適正利用について周知することで、漁港機能とプレジャーボート利用との共存が実現されております。

「サービス内容の向上」につきましては、利用者ニーズ等の把握のために、アンケートを実施しており、結果を参考資料の7ページにまとめてございます。上段の表にまとめてございますけれども施設の総合的な満足度としまして、「十分満足している」との回答が半分以上を占めております。「まあ満足している」と併せますと9割近い、9割までは行きませんが85%ほどになって、概ね好評価をいただいていると解釈できます。中段に主な意見・要望を、下段に要望に対する当局の見解を記載させていただいております。このアンケートの様々な要望のうち、指定管理者が対応できる範囲のものについては十分に対応されているという風に我々としては考えているところでございます。

以上の管理状況等を踏まえ、資料3をもう一度御覧になっていただきたいと思います。こちらにあるとおり点数は23点で、一次評価はAとなりました。

続いてその下段、指定管理者の財務状況について御説明いたします。参考資料の8ページを御覧ください。

小笠原島漁業協同組合の財務状況はこちらの表のとおりでございます。

このうち、表の下にある6項目を指標として確認した結果、それぞれの指標につきまして一定水準以上を確保していることが分かりました。全体として同組合の事業存続に支障が無いと判断したところでございます。

次に、特命要件の確認でございます。資料3の裏面の下段、一番下でございます。こちらに整理しておりますけれども、本施設は、東京から約980キロ離れた外海

に位置する施設であることから、複数年にわたり、安定的に管理が行える事業者が限定されていること、また、二点目として対象施設が、漁港内にあるという特殊性から、地元の拠点漁港としての機能を損なわずに、プレジャーボートとの利用調整を効果的かつ効率的に行う必要がある、この二点が要件となっております。

これを前提といたしまして、管理運営の良好な実績とノウハウを有しており、自らも漁業施設に精通している「小笠原島漁業協同組合」を特命として選定しており、昨年度におきましても、この特命要件は継続しております。

以上、一次評価を「A」とするとともに、財務状況及び特命要件の継続を確認した旨、小笠原支庁より報告を受けております。

続きまして支庁が行った一次評価を踏まえまして「二次評価（案）」を提示させていただいております。資料4の「二次評価（案）」を御覧ください。

事務局としての二次評価案は、小笠原支庁が行った一次評価と同様にA評価としております。管理状況といたしましては、施設の清掃・警備、関係法令の遵守、施設内の安全確保の3点につきまして適切に業務が行われた旨を評価してございます。事業効果としましては、最大限の利用者数が維持されていること、漁港機能との共存が図られていること、利用者アンケートにて高評価であること、苦情・要望等に適切な対応がなされていることの4点について評価してございます。説明は以上でございます。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

（小林委員長）

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

（金子委員）

29年度の収入が6,011,280円ということですがけれども、これが前年度に比べて増えたのか減ったのかということにつきまして資料はありますでしょうか。これまで数年見てきている中で、収支が26万円の黒字とこんなに出ているのは初めてだと思います。フルで係船しているはずなんですけれども、収入がなぜ増えたのかということとは分かりませんか。

（小林委員長）

船の大きさが変わったのではないのでしょうか。

（事務局・安武課長）

その他、利用者が年度途中で切り変わったりということもあって若干の収入増ではないかと思うのですけれども。

（金子委員）

恐らく今後もフルの係船状態は続くと思うので、収支がマイナスになることは無いと思います。利用料金収入にしているので、予定額よりも収入額が上振れしてしまうと指定管理者側に必要以上の利益が出てしまうという形になってしまいます。予算規模の大きい指定管理ですと、都側が指定管理者側に施設の修繕を追加してもらうなどにより相手側の利益が必要以上に上振れしないよう調整をしているんじゃないかと思います。今回の収支は大した金額ではないですが、アンケート結果を見たときに「防犯カメラを付けてほしい」、「電灯をつけてほしい」というそんなにお金がかかからないで実現できる要望があるので、こうしたものをお願いしてやってもらうとか、そういう方法はあるのではないかと思います。指定管理者との調整にはなると思うのですけれどもやっていたければなあと思います。以上です。

(小林委員長)

儲けが無いというのも、それはそれで変な話にはなってしまうと思いますけれども。

(事務局・安武課長)

余剰分をサービス向上に回すということでしょうか。

(金子委員)

収益の上振れ分についての話でして、費用を圧縮するなどの経営努力をした結果の利益であれば、それは次年度以降の評価でプラスしてあげれば良いと思います。

(事務局・安武課長)

今後、指定管理者と調整していきたいと思います。

(小林委員長)

施設整備の中には都が行わなければならないものもあると思うのですけれども。

(金子委員)

アンケート結果の中には「部外者の立入禁止を徹底してほしい」という要望もありますので、事故防止という点で防犯カメラの設置は良いと思います。

(小林委員長)

アンケート結果の中の「スロープの増設」などはそれが必要ならば都がやらなければならないと思いますが、防犯カメラくらいでしたらやりようはあるかもしれません。

(事務局・安武課長)

指定管理者と相談させていただきます。ありがとうございます。

(小林委員長)

他に何かありますでしょうか。

(渋井委員)

今の意見に関連しまして、アンケート結果に出ている施設整備に関する要望、これは小笠原支庁港湾課でやるべきものでしょうか。

(小林委員長)

施工は支庁でやりますけれども、予算措置については港湾局離島港湾部で要求しています。

(渋井委員)

漁協ではなくて都でやるべきものということですね。話に出た防犯カメラについては都でやる性質のものでしょうか。

(小林委員長)

二見漁港ではございませんが、他の島では船客待合所に防犯カメラを設置したことがあります。先ほども少し触れましたとおり「スロープの増設」のような施設を大きく改変するものは都で整備します。漁協で使う製氷機などの施設は漁協で整備してもらっています。

(渋井委員)

アンケートなんですけど、「かなり不満である」とした方が一人いらっしゃいます。この方は相当怒っていらっしゃる、感情的なもつれか何かがあったのかと思います。もしどういったことで不満を持たれているのかが分かればお願いします。おそらく係留したいというようなことではないかと思うのですが。

(事務局)

コメント欄の記入は無いです。「かなり不満である」に丸が付いているだけです。

(渋井委員)

係留しているプレジャーボートについては今の隻数がリミットでしょうか。

(小林委員長)

今のところは100%使っている状態です。

(渋井委員)

私が小笠原にいた時には、かなり不法係留があったように思います。

(小林委員長)

東京港内では不法係留が問題となることもありますが、小笠原では殆どないのではないかと思います。

(小林委員長)

他に何かございますか。

(宮田委員)

先日、現場を見てまいりまして、ほぼフリースペースのような状況になっておりますので「部外者の立入禁止の徹底」は今の状況では無理かなという風に感じたのですが、これは指定管理者に改善を求める話でもないと思います。対応するならば柵を付けるなどということになるのですが、現状、観光客が入れるようになっておりごく普通に使われております。漁港として何か制約を掛けていくということはあるのでしょうか。

(事務局・安武課長)

基本的には関係者以外立入禁止のエリアとなります。全域を柵で囲うというのは現実的ではないので、注意喚起、巡回の強化をお願いするくらいの対応でしょうか。もし事故があればそれは問題ですので、注意喚起はしなければならないと考えておりますが、観光施設が近くにあれば一般人の立入が多くなる、それを全て締め出すというのは現実的には困難かと思えます。

(小林委員長)

南島に行くツアーの船などもこの指定施設に係留されているかと思いますが、立ち入っている人が船のオーナーなのかツアーの客なのか分からない、そういったこともあるかと思えます。

(宮田委員)

プレジャーボートに客を乗せるときはショップがその場に連れてきてすぐ乗船するので、あまり関係は無いかと思えます。ただ、ごく普通の岸壁に見えますのであまり漁港、特別エリアですという雰囲気はなく、船揚場の前には健康施設があって、指定管理施設の利用者でない方の車がウロウロしていたりします。

(小林委員長)

明らかに部外者である場合には注意、指導しなければならないでしょう。

(事務局・安武課長)

柵やロープで区切るのではなくて、関係者以外立入禁止の表示を増やしてもう少し注意喚起していくというのは一つの方法だと思います。その辺りは検討の余地があると思います。

(渋井委員)

私は反対の意見です。例えば、明日ツアーで乗る船をどういう船なのか見に行こうという人がいたりするのですが、そういうことが自由にできる、それが小笠原の良いところです。危険なことはそんなにありませんし、危険な場所なら港外にもっとありますので、あまりロープを張ったり立入禁止を強化するなどといったことは

せずに、何かあった場合は自己責任ということでそんなに何かやる必要は無いのではと思うのですが。

(小林委員長)

頃合いが難しいところだと思います。巡回はやっているので危険行為は注意しておりますし、事故の防止という点での水準は保たれていると思います。

(金子委員)

どうやってコンセンサスを作っていくかというところでしょうか。

(小林委員長)

そういった点においても、アンケートの自由記入欄にはきちんと記入してくれと、特に不満を持たれている場合には自由記入欄の記載があれば我々にも改善の余地があると思うので、そういう風な促し方ができないかと思います。アンケートの回収率についても3割くらいというのは普通なのでしょうか。希望的な見方では提出していない人はそんなに不満は持っていないのではという気もしますが。アンケートは施設の改善に役立てるものだというのをアピールして、できるだけ書いてくださいということでもう少し工夫をしてください。

(事務局・安武課長)

一般の方を対象にした場合の回収率がどれくらいかは分かりませんが、このアンケートは利用者を対象にしており顔が見える関係で行われているものですので、それで3割というのは良くない数字かと思います。回収率を上げられるよう方策を考えていきます。

(金子委員)

今すぐということではないのですが検討してほしいこととしまして、海上係留を増やしてほしいという要望に対して、海上係留の方が便利だからこういう要望になるのだと思いますが、今、船の大きさに応じて料金設定がされているところに、海上係留か陸置きかという点でも料金の格差を付けられないでしょうか。そうすることで不満を少しでも吸収できると思います。海上係留できる隻数を増やすことは難しいと思いますが、使われていない船が海上係留されているのはけしからんと思っている人がいるはずで、そういう人に料金に差を付けましたからという説明をする、そういう方法も一つあるのではないかと思います。

(小林委員長)

海上係留か陸置きかは自由に決められるのでしょうか。

(事務局・安武課長)

指定されています。それぞれの船で泊める場所が決まっています。

(小林委員長)

海上係留か陸置きかはどういう風に決められるのですか。

(事務局)

解約者が出たときにそのスペースに新しい人が入る、ということになります。

(小林委員長)

海上係留か陸置きかで料金は同じですか。

(事務局)

同じです。

(事務局・安武課長)

現在の状況をもう少し確認するようにいたします。

(小林委員長)

その他には何かございますでしょうか。

それでは先ほど説明のありました二次評価の内容、今のところ（案）になりますけれども、その中身について、御異議等ありませんでしょうか。

（渋井委員、宮田委員、金子委員）

異議なし。

（小林委員長）

ありがとうございました。

それでは、当評価委員会の評価を資料4のとおりといたします。

続きまして、議事の（2）「その他」でございますけれども、事務局から何かありますでしょうか。

（事務局・安武課長）

本日、「その他」につきましては、御用意しておりません。

（小林委員長）

それでは、以上で議事を終了しまして、事務局にお返しいたします。

ありがとうございました。

【閉会】

（事務局・安武課長）

委員の皆様、御審議いただき、貴重な御意見、ありがとうございました。

都といたしましても、当該施設の管理運営につきまして、指定管理者とともに努力してまいりますので、引き続き御指導のほどよろしくお願い申し上げます。本日の御意見に付きましても参考にさせていただきたいと思っております。

なお、本評価委員会の議事録につきましては、本日から1カ月以内にHPに公表させていただきます。また、評価結果につきましても、後日、公表させていただくこととなっておりますので、御了承の程をよろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして漁港施設の指定管理者評価委員会を終了いたします。本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。

以上